

■登園再開時に「登園開始届」が必要な病気（出席停止期間の基準）

病名	出席停止期間の基準	
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後3日 が経過するまで	※「登園開始届」の出席停止期間確認についてもご記入下さい。
新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、解熱・痰・咳等の症状が治まってから24時間 が経過するまで (無症状の場合は、検査日を0日とします)	
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状況が良好となるまで	
風しん	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで	
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎		
流行性結膜炎		
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状況が良ければ登園可能	
手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状況が改善すれば登園可能	
ヘルパンギーナ		
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状況が良ければ登園可能	
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状況が良ければ登園可能	
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状況が改善されれば登園可能	
アタマジラミ	出席可能	
伝染性軟属腫（水いぼ）	(タオル、ブラシの共用は避ける。プール、入浴は避ける)	
伝染性膿痂疹（とびひ）		